

令和5年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書

青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」（同条約第三条）を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています（平成二十三年三月 子ども宣言文）。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

少子社会×子どもの権利擁護×あおもりの未来

～産みの苦しみ～



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

1. 輝いていたもの！消えていったもの！

「関谷君がハナを垂らして写っているんじゃないの」というコメント付きで、突然、横浜の大学時代の友から贈られてきたのが、工藤正市写真集「青森 1950-1962」でした。

特に、跨線橋界隈の一連の写真が圧巻です。本当に汚い格好で写っているのではないかと思います。新市街と旧市街の接点である旧跨線橋、旧線路通り、りんご市場、第三振興街、古川界隈、角巻姿、露店、青函連絡船、映画館、ぬかるんだ道、馬車、担ぎ屋、とても臭かったガード下…

表紙の女の子の笑顔がとても素敵で、帯紙をとると、犬に服をかまれた女の子が登場する仕掛けになっています。笑ってしまいました。最も印象に残ったのは、子ども達の屈託ない笑顔です。とにかく子どもの数が多い。粗末な服を着て、日焼けした顔をしています、一様に、満面の笑顔で活力に満ちています。路上で、年下の弟妹をおんぶしながら遊び回っていました。

1950年代は、戦後間もないまだまだ貧しい時代で、混沌としていましたが、すべてが右肩上がりの時代で、子どもながらに明るい未来を予想していました。「今日より明日は豊かになる」「努力すれば報われる」と思っていました。写真集には“昭和の子どもが輝いていた時代”が残されています。すでに失われた情景なのかもしれません。

YouTubeで、瓶の栓をポンと開ける80年代の“I feel Coke”のCMを見ていたら、みんなキラキラしていて、さわやかで、健康的で、活力に満ち溢れていました。青森市出身の佐藤竹善の歌声も、まさにさわやかテイステイ！今を楽しみ、未来を確信する屈託のない若者の笑顔が溢れています。消えたのはバブルばかりでないと感じました。

ユニセフ(国連児童基金)が、先進国の子どもの状況を比較分析して、2020年に発表した「レポートカード16」では、日本の子どもたちの**精神的幸福度(Well-being)**^{※1}の低さが指摘されて注目を集めました。日本の子どもの精神的幸福度は先進国の中でほぼ最下位でした。報告書では、経済面だけでなく精神面で子どもへの支援、子どもへのメンタルヘルスのサービスの提供の重要性が指摘されています。子どもだけでなく、**2023年の世界幸福度ランキング**^{※2}(「最近の自分の生活にどれくらい満足しているか」)では、日本の幸福度は、137カ国中47位でした。主要7カ国(G7)では最下位です。

※1 精神的幸福度(Well-being): 「生活の満足度」& 「若者の自殺率」から算出されるもの

※2 「World Happiness Report(世界幸福度報告書)」2023年版

国際通貨基金（IMF）は、日本のGDP（国内総生産）が、23年にはドイツに抜かれて4位になり、まもなく、インドにも抜かれて5位になると予測しています。1人当たりGDPはもっと心許ない状況です。

見ることはないであろう30年後の青森の風景がどうなっているのか？想像を巡らせています。

2. 「少子社会」の到来と「負のスパイラル」からの脱却

児童福祉行政を担当していた1990年に、**合計特殊出生率^{※3}**が急速に低下し、いわゆる「1.57ショック」という言葉が生まれました。さらに出生率は低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準（人口置換水準2.07）を大幅に下回る状況となりました。このことは、少子高齢化がさらに進行し、人口減少社会が到来して、あらゆる分野に深刻な影響を与えることを意味しています。子育て支援を担当するものとして、岐路に立っていると警鐘を發しましたが、ほとんど見向きもされませんでした。今や、人口減少社会は現実のものとなり、むしろ問題は深刻化しています。

2022年の青森県の出生数は、過去最少の5,985人^{※4}（青森市1,357人^{※5}、8年連続の減少）で、団塊世代の15%以下でした。合計特殊出生率は1.24と減少し、出生数は全国最下位レベルの45位でした。歯止めの効かない少子化とともに、若年女性の県外流出や婚姻の減少・未婚化も顕著です。低出生率で、転出超過が続けば、生産年齢人口はさらに減少し、悪循環になっていきます。

特に、**青森県の将来推計人口^{※6}**は、現在の120万人から大幅な減少が予測されており、2050年の将来推計人口は約75万人（青森市は36.7%減で約17万人）となっています。秋田県に次ぎ人口減少率全国2位です。（秋田で42%、青森が39%、岩手・高知が35%）また、全体の人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、秋田が最も高く50%、青森で48%、岩手で46%と、ほぼ半数を占める見通しです。激減した出生数は、約100年影響を与え続け、簡単にカバーできる手立てはありません。

少子化に伴う人口減少、超々高齢社会、歪な人口構成などは、日本社会の地盤沈下に繋がる重大な負因になります。種々指摘されていますが、日本全体の活力の衰退、労働力の減少、経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、社会保障制度の破綻など社会構造に与える影響は甚大だと考えています。子どもの数と消費活動に強い相関関係があることは万国共通の現象だとされています。



※3 合計特殊出生率：女性が一生の間に産むことができる子どもの数の平均

※4 厚労省人口動態統計 2022

※5 住民基本台帳 集計

※6 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口 2023.12

少子化・人口減少の歯止めのためには、各分野の叡智を集めて、多重的な実効性のある「人口戦略」が必要だと言われています。一極集中の東京などは、地方からの転入超過で、さほど危機感を感じられません。このしわ寄せを真っ先に受けるのは「地方」です。過疎化、限界集落、消滅可能性都市、地方の消滅という言葉が**人口に膾炙**^{かいしや}^{※7}しています。

今では、子どもや若者の姿がなくなり、小中高校は統廃合され、医療機関がなくなり、商店街のシャッターは降りっぱなしで、足になる鉄路やバス路線も怪しくなっています。地域社会が衰退に向かっています。実は、こうした急速な少子化・人口減少社会の**矢面に立っているのは地方**です。青森や秋田です。人類が国際的に未だ経験したことのない急激な少子高齢社会に立ち向かっていく最前線は、東京ではなく地方なのです。自らの最重要課題として受け止める姿勢が必要です。

こうした状況への即応的な対応として「選択と集中」が謳われています。当然、メリットとともにリスクがあります。教育や病院などの行政サービスが先細りし、食料品や日用品を買う商店やコンビニもなくなって、雇用の場も消えていけば、必然的に、そんなところに人は住みません。負のスパイラル（螺旋状）に陥っていきます。結果的に地方は切り捨てられるかもしれません。

少子化は、「結婚するか」「子を望むか」という個人の意識の問題から、その時代の家族・社会の『空気』、学校を含めた社会構造のあり方、貧困・雇用・所得等の経済・社会システムの問題まで、多岐に渡る要因が複合的に連鎖していることが分かっています。「あちらを立てればこちらが立たず」という悩ましい問題です。青森については、経済・雇用問題に着目するとともに、「満足感・安心感」などの個人の意識、家族や地域コミュニティの人間関係の脆弱化にも目を向ける必要があると考えています。

地域の最も優秀な頭脳を結集し、叡智を集め、多角的・多層的な思考の上に、確かな現状分析を行い、有効なビジョン・プラン・戦略を打ち立て、目に見える結果を出せる「総合本部」「司令塔」が必要です。まずは、これまでの施策の効果を検証し、可能性のある方策にチャレンジしていくことです。

3. 少ない子どもを大切に！未来への投資！

子どもの権利擁護委員は、一人ひとりの具体的な権利侵害の解決に対応するとともに、そのプロセスで浮かび上がってくる子どものシステム的な問題についても、広く地域社会に伝え、必要な情報を発信・提言する役割、いわば**アドボカシー**^{※8}の役割もあると考えています。



※7 人口に膾炙：人々の話題に上がってもはやされ、広く知れ渡ること

※8 アドボカシー：個人の権利を行使できない人に代わり、実現を支援するため提言すること

子どもの量的な問題とともに、質的な問題も考えていかなければなりません。子どもが減少することは、当然、マイナス面ばかりでなく、プラス面もあります。精神的・物理的資源を集中的に投入し、一人ひとりの子どもを大事することが可能になります。しかし、子どもが大幅に減少する一方で、その子どもが十分に幸せを享受できず、むしろストレスに晒されているのであれば、なんとも悲しい状況です。

青森市子どもの権利条例は、「子どもの権利条約」の理念のもとに、平成24年に、「子どもの最善の利益」を保障するために制定されました。東北では、青森市だけの先駆的な取り組みでした。青森市は、子どもの権利相談センターの運営、子どもの権利擁護委員の配置、子ども会議の活動など、多くの労力を費やしています。歴代の市長はこれを大事に育てています。青森市の未来への投資です。

子どもの「権利」「人権」は、耳当たりのよい理想や理念を掲げたものではありません。社会的な弱者である子どもは、歴史的に、安い労働力として酷使されたり、人身売買の対象となったり、遺棄されたり、暴力の対象にもなっていました。今でも、児童虐待による死亡事件や、いじめや不適切な保育・教育による凄惨な事件が続いています。親の所有物として都合の良いように取り扱われたり、大人の不満や苛立ちのはけ口として攻撃のターゲットとなることは珍しくありません。児童虐待を担当していた時、遺棄児童や心身に傷を負った多くの子どもを見てきました。子どもの権利擁護の理念の根底には、多くの子どもの涙や嘆きが横たわっています。子どもの「負の歴史」「血の歴史」「失敗のリスト」の上に成り立っています。いわば、子どもの権利は、子どもの苦しみや痛みの積み重ねの上に提唱されているものなのです。

子どもの権利や人権の尊重は、まさに、**発展途上の概念**です。これから具体的な事例を積み重ね、様々な模索を重ねながら、成熟させていく必要があるものです。少なくとも、大人の都合ではなく子どもの視点で、子どもが生き生きと暮らせる社会をつくる必要があります。「子どもの頃は幸せだった」「子どものいる家庭は楽しい」と感じることもなく、子育てに負担感だけを感じ、むしろ自分の生活の手かせ足かせになると感じているようであれば、大人になった時に、望んで子どもをつくるでしょうか？

4. 子どもの権利を巡る「法」整備&「こどもまんなか」施策の推進

法的にも、児童福祉法と児童虐待防止法が改正され、親は「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と体罰禁止が明記されたのは、2020年4月のことでした。「体罰を容認する口実になっている」との批判があった民法822条の「懲戒権」についても、削除されたのは、つい最近の2022年12月のことです。新たに、第821条として、「監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と、子の人格の尊重等を規定する条文が新設されました。



「こどもまんなか」社会を実現するという目標を掲げた「こども基本法」が施行され、その司令塔としてこども家庭庁が発足したのは、2023年4月でした。こども基本法では、憲法及び国連・子どもの権利条約の精神に基づいて、全てのこどもが「心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」と宣言しています。子どもの権利条約の4つの一般原則 ①差別の禁止 ②子どもの最善の利益 ③生命・生存・発達に対する権利 ④子どもの意見の尊重 が理念として反映されています。



条約の批准から30年を経過して、基本的な理念が、関連法の改正や基本法の制定等によってようやく明確にされました。子ども施策が、限定された子どもの「要保護児童対策」から「全ての子どもの最善の利益」に広がった印象をもっています。これから子ども施策が大きく前進し、具現化されることを願っています。

他方で、議論の過程で、子どもの権利を基盤とする政策の具体的明示が乏しく、子ども施策の寄席合わせで終わることなく、法の主旨が効果的に展開されていくだろうか?と心配する声がありました。今回は見送られましたが、子どもの権利に関する幅広い権限を有する子どもオンブズマン・子どもコミッショナー^{※9}のような独立の人権機関の設置について、前向きに検討を進めていくことが要望されていました。地域事情も、抱えている課題も、それぞれの地域で違います。こうした機能は、各地方にも必要だと考えます。

青森市は、国に先駆けて、独自に、「子どもの権利条例」を制定し、実際に実施機関を設立し、子どもの権利擁護・権利侵害からの救済に真摯に取り組んでいます。当センターもそうした役割の一端を担えるものと考えています。この3月、むつ市が「こどもの笑顔まんなか条例」を制定し、こどもオンブズパーソンも設置すると聞いています。うれしいニュースです。

5. 子どもの声なき声～産みの苦しみ～

この数年は、新型コロナウイルスの感染への危惧で、一斉休校、卒業式などの恒例行事の中止、部活動の制限、外出の自粛、学内外の交友・交流活動の制限、黙食の励行、オンライン授業、デジタル化・ITテクノロジー化などがありました。世界的なパンデミックを経験する中で、何を学び、何を失い、何を得たのでしょうか?注目されるどころです。

当センターの取扱件数も、コロナ禍では低水準でしたが、令和5年度の相談件数は、延べ件数278件、実件数68件で、増加傾向にあります。コロナ禍以前の水準に戻ってきました。

※9 子どもオンブズマン・子どもコミッショナー：第三者の立場で、子どもの権利状況をモニタリングし、子どもに関わる課題や施策について調査し、子どもの代弁者として提言や勧告を行う仕組

内容的には、不登校、いじめ被害、児童虐待、スクールハラスメント、学校での不適切な指導と言動、学校対応への不満、ADHD・LDを含めた発達障害への合理的な配慮、部活動・スポーツクラブの昭和的な指導、性的マイノリティ・LGBT、希死念慮、メンタルヘルス不調、親権や監護を巡るトラブル、精神障害のある親と子への支援…など多彩な相談が寄せられています。子ども親も、そして教師も、一段と多様化してきている印象があります。それらが複合的に絡み合っていることが少なくありません。いじめ・不登校・メンタル不調・学校と家族の対立等が連鎖している相談はよくあるパターンです。対応の方法も、調査相談専門員の電話・メール・手紙・対面相談などの直接的な対応から、子どもの権利擁護委員の家族との面接や学校訪問など、多岐に渡っています。

NHKが「不登校約30万人 過去最多」と報道していました。文部科学省の公表では、不登校の児童・生徒の数はおよそ29万9000人。10年連続で過去最多を更新しています。また、「登校しても教室に入れない」「教室で苦痛に耐えているだけ」という“隠れ不登校”ともいえる中学生が、推計で約33万人もいることも明らかにされました。ちなみに、いじめ認知件数も過去最多でした。

世界的にみると、食べることも、望んでも学校に行くことのできない子どもがたくさんいます。一方で、今の日本の子どもにとっては、学校は行きたいと願う・居心地の良い・魅力ある空間ではなくなっているようです。NHKが指摘しているように、日本の教育・学校は「壁にぶち当たっている」「大きな岐路に立っている」ことは確かでしょう。

当センターが、特に感度を高くして対応しているのが「子どもの自殺防止」です。市内中学校のいじめ自殺事件が記憶に残っていますが、自殺だけはリセットできない、取り返しのつかない選択肢です。自傷行為、自殺念慮・企図の相談には、緊急度・切迫度を念頭に置きながら、全力で対応しています。

10代(15～19歳)の死因1位は「自殺」です。自殺の原因・動機は「学校問題」が最多とされています。2022年の自殺者数は前年より874人増えて2万1881人でした。小中高校生の自殺者数は514人で、統計がある1980年以降で最多となっています。自殺一步手前を彷徨う子どもは沢山います。

不登校、隠れ不登校、いじめ、自殺の大幅な増加は、「子どもからの声なき声」です。子どもは、真綿で首を絞められたような息苦しさ・閉塞感で、疲弊し、生きづらくなっています。子どもからの危機を知らせるサイン・援助希求メッセージと読み取ることができます。

先駆的に制定した「青森市子どもの権利条例」が、青森市の一人ひとりの子どもの幸せのために、少しでも貢献できることを願っています。答えの見えない、確実なレシピのない少子化対策に、必死に、もがき苦しむ中で、青森市の未来が生み出されていくような気がしています。

令和6年4月(せきや みちお 臨床心理士・公認心理師)



令和5年度活動報告書

目 次

はじめに（巻頭言）「少子社会×子どもの権利擁護×あおもりの未来～産みの苦しみに～」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 調整活動・・ 13
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 子どもへの広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 大人への広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 4 出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議・・・・・・・・・・・・ 38

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「人権は何に似ている？」子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・・40

「おびえる毎日からの脱却で楽しい生活に～学びの効用～」
子どもの権利擁護委員 小林 央美・・・42

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制・・・・・・・・・・・・・・ 65



活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動
- 4 関係機関との連携

I 活動の状況

1 相談活動

令和5年度の相談受付件数は、実件数（※1）が68件（内、新規件数（※2）67件、前年度からの継続件数1件）、延べ件数（※3）が278件でした（前年度:実件数71件、延べ件数248件）。

さまざまな困難に直面した子どもや保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、実件数1件当たり平均4.1回のやりとりが行われました（前年度:3.5回）。

☆「相談受付件数」の年度比較はP53参照

(1) 月別相談受付件数

● 新規件数

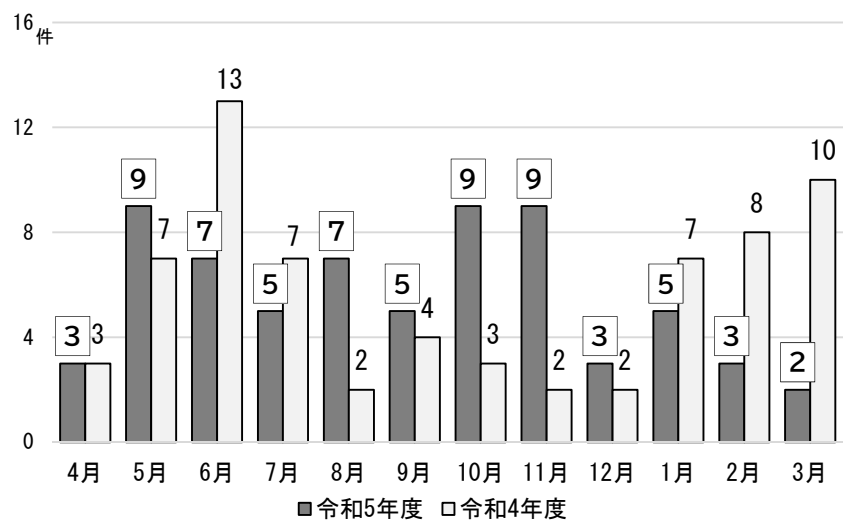
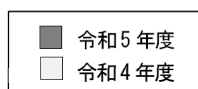


図1 新規件数の月別推移前年度比較

● 延べ件数

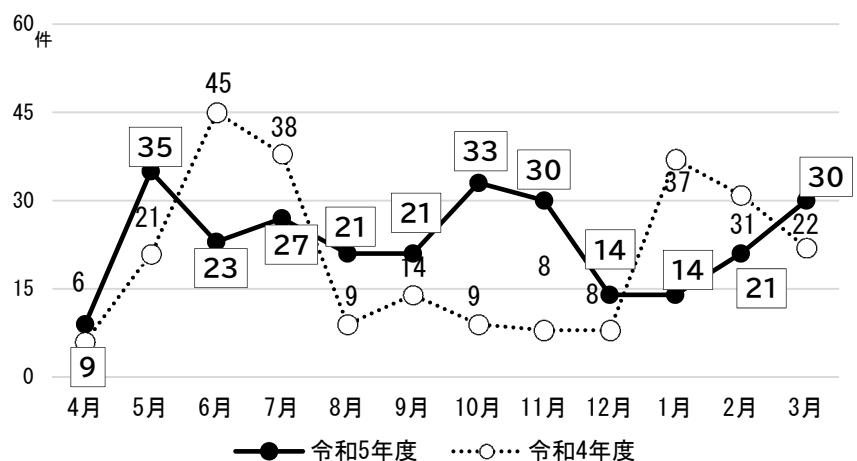
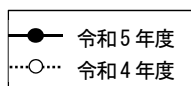


図2 延べ件数の月別推移前年度比較

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 新規件数

初めて受け付けた相談の件数です。

※3 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 実件数の相談者内訳

相談者とは、相談をしてきた人のことをいいます。

令和5年度の相談者数は68人でした。子どもからの相談は17件で、全体の25%でした。そのうち、最も多かったのは「小学生」からの相談で、6件でした。

大人からの相談は51件で、全体の75%でした。そのうち、最も多かったのは「父又は母」からの相談で37件でした。「父又は母」からの相談のうち33件(89%)は、母親からの相談でした(図3)。

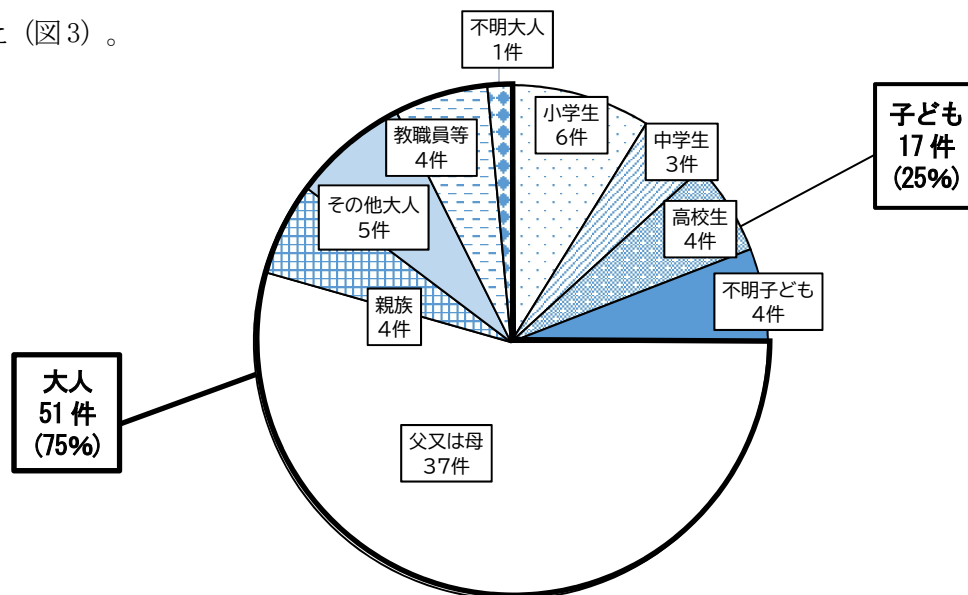


図3 実件数の相談者内訳(実件数:68件)

(3) 延べ件数の相談者内訳

子どもからの相談の延べ件数は72件で、全体の26%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」からの相談で36件でした。

大人からの相談の延べ件数は206件で、全体の74%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で152件でした(図4)。

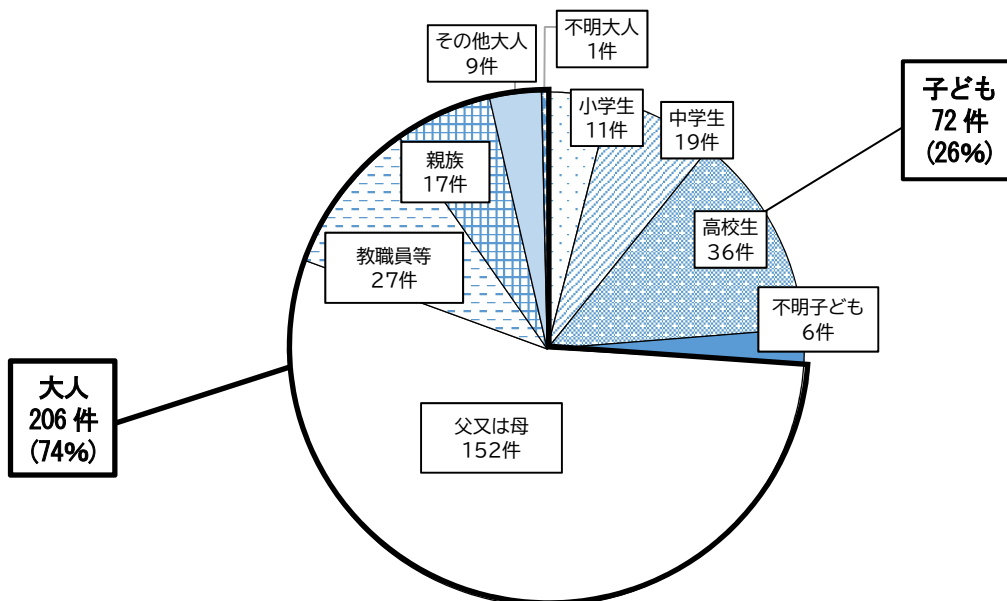


図4 延べ件数の相談者内訳(延べ件数 278件)

☆「相談者の内訳」の年度比較はP53参照

(4) 相談対象者の内訳

相談対象者とは、誰についての相談かということです。例えば、母親から小学生についての相談があった場合には、「相談者」は母親、「相談対象者」は小学生となります。

「子ども」についての相談は209件で、全体の75%でした。そのうち、最も多かったのは「高校生」についての相談で95件でした。

「大人」についての相談は69件で、全体の25%でした。そのうち、最も多かったのは「教職員等」についての相談で22件でした（図5）。

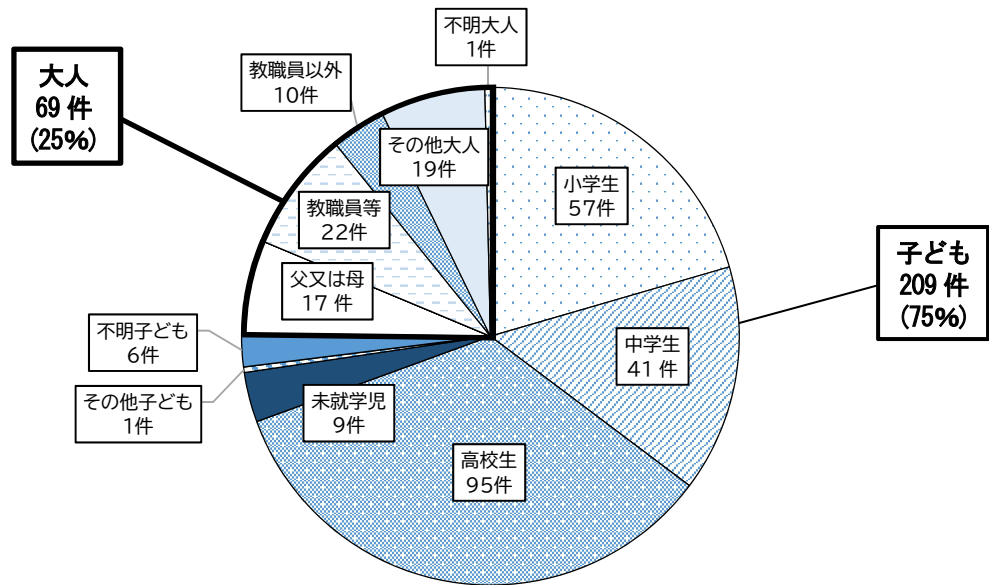


図5 相談対象者の内訳(延べ件数:278件)

☆「相談対象者の内訳」の年度比較はP54参照

(5) 相談の方法

初回相談で最も多かった相談方法は「電話」の48件で、全体の71%でした（図6）。

延べ件数でも「電話」の165件が最も多く、全体の59%でした。次いで、「メール」が56件で、全体の20%となりました（図7）。なお、相談方法は、相談継続の中で解決に向けた最良の方法を模索しながら変わることがあります。

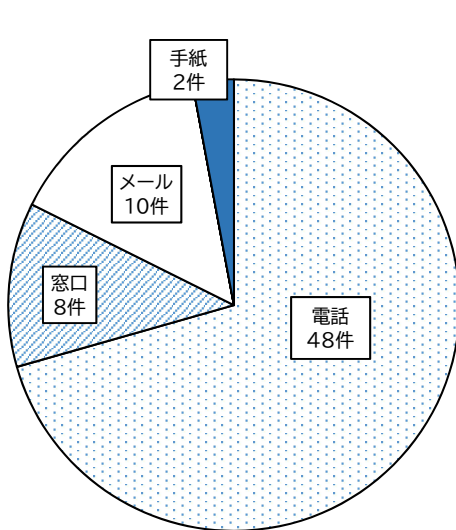


図6 初回の相談方法の内訳(件数:68件)

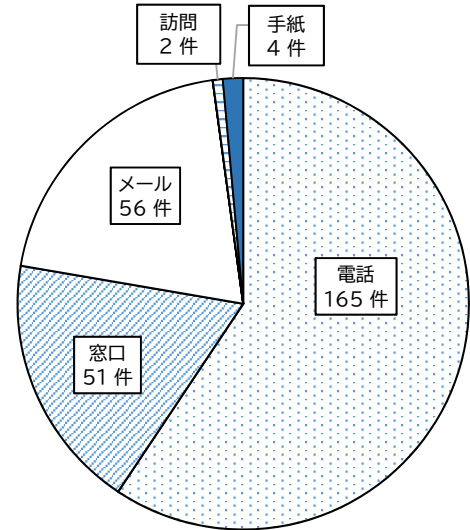


図7 延べ件数の相談方法の内訳(件数:278件)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP54 参照

相談者と相談方法の関係では、子どもからの相談のうち40件(56%)が「メール」と最も多く、次いで、電話16件(22%)、窓口12件(17%)となりました(表1)。一方、大人からの相談で最も多かったのが149件(72%)の「電話」でした。

相談者 相談方法	子ども (72件)					大人 (206件)					合計 合計計	
	小学生	中学生	高校生	不明	計	父 又は 母	親 族	教 職 員 等	不 明	そ の 他		計
窓口	5		7		12	26	9	4			39	51
電話	4	3	5	4	16	111	8	21	1	8	149	165
FAX												
メール		16	22	2	40	15				1	16	56
手紙	2		2		4							4
訪問								2			2	2
合計(計)	11	19	36	6	72	152	17	27	1	9	206	278

表1 相談者・相談方法別件数(件数:278件)

(6) 相談受付の時間帯と所要時間

相談が最も多い時間帯は「10時～12時」の79件（大人66件、子ども13件）で、全体の29%でした。子どもからの相談が最も多い時間帯は「受付時間外」で、大人からの相談が最も多い時間帯は「10時～12時」でした（図8）。

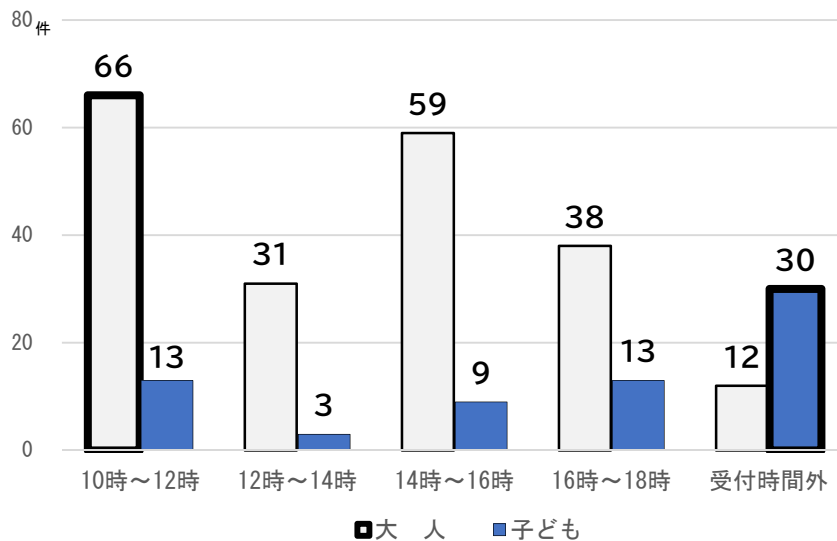


図8 相談受付の時間帯(手紙相談を除く延べ件数:274件)

相談の所要時間について、電話相談（165件）で最も多かったのは「30分未満」の125件（大人113件、子ども12件）でした。また、窓口・訪問相談（53件）で最も多かったのは、大人からの相談では「1時間以上2時間未満」の23件で、子どもからの相談では、「1時間以上2時間未満」の5件でした（図9）。

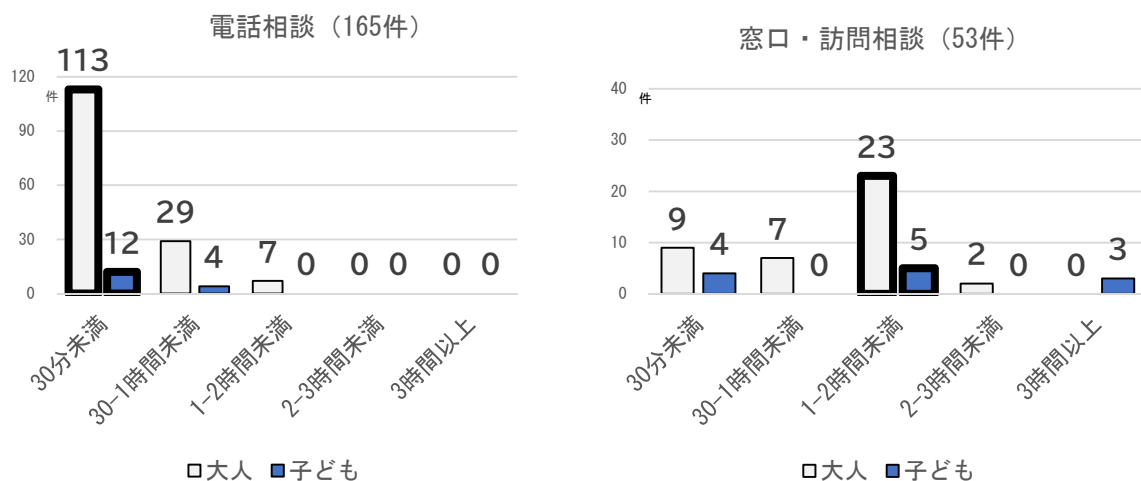


図9 相談の所要時間

☆「相談受付の時間帯」の年度比較はP55 参照
 ☆「相談受付の所要時間」の年度比較はP55 参照

(7) 相談の内容※4

実件数の相談内容を相談者別にみると、以下のような傾向がありました。（表2）

① 小学生からの相談が多かったのは、学校生活での悩み

小学生からの相談の内訳は、交友関係2件、心身の悩み2件、いじめ1件、指導上の問題（教職員等）1件でした。

子どもからの相談の中では、小学生からの相談が最も多くなりました。相談方法では電話での相談が多く、次いで保護者と共に来所する窓口相談が多い傾向にありました。

② 中学生からの相談は「心身の悩み」と「家族の問題」

中学生からの相談の内訳は、心身の悩み2件、家族の問題1件でした。

メール相談が最も多くありました。メール相談では、子どもを理解するための応答を繰り返し、やりとりを継続しています。そうすることで次第に信頼関係ができ、苦しい胸の内が自然と子どもから語られるようになっていきます。

③ 高校生からの相談で最も多かったのは「心身の悩み」

高校生からの相談の内訳は、心身の悩み2件、いじめ1件、進路問題1件でした。

学校生活の中で生じる悩みや、自身の将来についての相談が多くありました。調査相談専門員（以下、「専門員」といいます。）が丁寧に話を聞き取り、気持ちを話してもらえるようにしたことで、次第に子ども自身が自身の問題解決方法を考えてくれるようになりました。

④ 大人からの相談で最も多かったのは「子育ての悩み」

大人からの相談の内訳は、子育ての悩み13件、交友関係6件、家族の問題6件、指導上の問題（教職員以外）5件、いじめ4件、学校等の対応4件、指導上の問題（教職員等）4件、不登校2件、進路問題1件、行政機関の対応1件でした。

「大人」の内訳は、父又は母37件、親族4件、教職員等4件、その他大人（一般市民女性、一般市民男性）5件となりました。父又は母37件のうち、33件は母親からの相談でした。

子どもの交友関係や、登校渋りなど、保護者自身が抱え込み、「どうすればいいか」と悩んでしまっている相談が多い傾向にありました。中には、問題に対する子どもと保護者の考え方にズレがあり、子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」といいます。）が間に入り、調整活動を行うこともありました。両者の話をじっくりと聞いて、整理し、すり合わせることで、問題に対する対応策や解決案への気づきが生じ、子どもにとってよい方向に向かいました。

また、SNSによるトラブルが年々増えており、学校からアドバイスを求められるケースもいくつかありました。

※4 相談の内容



相談者の主たる訴え（主訴）をさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主訴の内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主訴を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数 68 件、延べ件数:278 件)



相談内容 相談者		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	(教職員以外) 指導上の問題	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他	合計 (件)	
																	実件数
子ども	小学生	実件数	1			2	2		1							6	
		(延べ)	(1)			(4)	(4)		(2)								(11)
	中学生	実件数					2						1				3
		(延べ)					(17)						(2)				(19)
	高校生	実件数	1		1		2										4
		(延べ)	(1)		(1)		(34)										(36)
	未就学児	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数													4		4
		(延べ)													(6)		(6)
	その他	実件数															
		(延べ)															
	計	実件数	2		1	2	6			1			1		4		17
		(延べ)	(2)		(1)	(4)	(55)			(2)			(2)		(6)		(72)
大人	父又は母	実件数	2	1	1	6		13	1	4	4	1	2		2	37	
		(延べ)	(6)	(14)	(0)	(10)		(78)	(1)	(18)	(6)	(6)	(5)		(8)	(152)	
	親族	実件数											4				4
		(延べ)											(17)				(17)
	教職員等	実件数	1	1					2								4
		(延べ)	(9)	(10)					(8)								(27)
	教職員以外の 指導者	実件数															
		(延べ)															
	不明	実件数													1		1
		(延べ)													(1)		(1)
	その他	実件数	1						1		1					2	5
		(延べ)	(1)						(1)		(4)					(3)	(9)
	計	実件数	4	2	1	6		13	4	4	5	1	6		1	4	51
		(延べ)	(16)	(24)	(0)	(10)		(78)	(10)	(18)	(10)	(6)	(22)		(1)	(11)	(206)
合計 (件)	実件数	6	2	2	8	6	13	4	5	5	1	7		5	4	68	
	(延べ)	(18)	(24)	(1)	(14)	(55)	(78)	(10)	(20)	(10)	(6)	(24)		(7)	(11)	(278)	

☆「相談内容の内訳」の年度比較は P56 参照

(8) 事例紹介

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p>事例①</p> <p>相談者【本人】 中学生 心身の悩み 面談</p>	<p>【相談内容】 自分の思っていることを伝える時に自信がない。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】</p>  <p>本人は、「家族と進路の話をするときに、いつも喧嘩になってしまう。喧嘩になるのが怖くて、気持ちを伝えられない。」と悩んでいました。専門員は本人の気持ちを受けとめ、心配事を一緒に整理しました。何度か面談を重ねていくうちに次第に本人に自信がついてきた様子でした。</p> <p>ある日、本人は「センターに間に入ってもらいながら進路についての自分の気持ちを家族に伝えたい。」と希望したため、専門員同席のもと話し合いが行われました。事前に伝えたい思いを紙に書き出し、どう伝えると喧嘩にならないのかを一緒に考えました。整理されることで、落ち着いて話すことができ、喧嘩にならずに家族に気持ちを伝えることができました。</p> <p>後日、本人から「家族から応援され、無事に進路が決定した。」との報告がありました。</p>
<p>事例②</p> <p>相談者【祖母】 高校生 家族の問題 電話</p>	<p>【相談内容】 高校生の孫と息子のために、私にできることはないのだろうか。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】</p>  <p>祖母は「離れて暮らす息子はひとり親で、高校生の孫を育てている。きちんと生活できているのだろうか。」と、息子と孫の生活を心配していました。祖母の気持ちに寄り添いながらじっくりと話を聞いていると「センターから見て私に出来ることを教えて欲しい。孫と息子の力になりたい。」とセンターの意見を求めていました。</p> <p>祖母が語る内容からは、息子と孫が困っている様子は見られませんでした。そこで祖母へ「息子や孫が何か困ったことがあった時、すぐに祖母に助けを求められるよう、電話などの日々のやり取りの中で、孫と息子を見守っていくのはどうか。」と提案をしたところ、祖母自身も過度に心配しすぎていることに気付いた様子でした。</p> <p>後日、祖母から「息子や孫と定期的連絡を取り合っている。これからも祖母としてできることをしていきたい。」と報告がありました。</p>

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例③ 相談者【父親】 小学生 指導上の問題 (教職員等) 面談	<p>【相談内容】 不登校の娘の毎日の欠席連絡は必要なのか。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】 父親は学校側から毎日の欠席連絡をするように言われたことに、「学校に行けていないのに、なぜ毎日欠席連絡をしなくてはいけないのか。」と不満を募らせていました。</p> <p>父親の学校に対する不満は、本人の登校に向く気持ちにも少なからず影響しているとセンターは判断しました。そこで、学校と家庭が良い関係で連携できるように両者の思いの橋渡しを目的とした学校訪問を実施しました。父親の思いを伝えつつ、学校側からも話を伺うと「毎日連絡をしてもらいたい理由は安否確認のためである。学校はいつも娘さんとお父さんのことを気にしている。」と父子を思う気持ちが語られました。</p> <p>学校訪問後、父親と擁護委員の面談が行われ、学校側の思いを知った父親は涙を流していました。何度か専門員と面談を重ねるうちに「欠席連絡は毎日している。前よりも学校に対する不信感はなくなり、本人と担任はほどよい距離感で良い関係が続いている。」と話すようになりました。</p> 
事例④ 相談者【本人】 高校生 進路相談 電話	<p>【相談内容】 将来就きたい仕事があるが、反対されてしまうのではないかと不安。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】 本人は「なりたい仕事に就くには、まずはオーディションを受けなくてはいけない。家族や先生から理解を得る必要がある。」と話していました。じっくりと話を聞くと、母親には既にオーディションを受けることを相談していましたが、先生に相談する勇気がでない様子でした。本人は「関係が悪い先生もいる。」と不安気に話していました。</p> <p>専門員は話しやすい先生がいるか尋ねると、数名の名前が挙がりました。その先生にどのように伝えるかを、一緒にシミュレーションすると、不安そうだった声色が、どんどん明るくなっていきました。</p> <p>本人から、いじめを受けて不登校になった過去も語られ、「過去の苦しいときに今の夢に出会った。」と話す様子から、今の夢が本人の支えになっているようでした。</p> 

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例⑤ 相談者【本人】 中学生 交友関係 面談	<p>【相談内容】 友達が自分と「ゲームソフトの売買をした。」と事実ではないことを言っているので困っている。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】 子ども本人から状況を聞いたところ、友達の話は辻褄が合っていない部分が多く、“ゲームソフトの売買”を裏付ける証拠は見当たりませんでした。また、学校側でも聞き取り調査をしており、「そのような事実はなかったのではないか。」との見解を示していることがわかりました。</p> <p>一方、母親からも相談がありました。母親は学校側の対応に満足しておらず、虚偽を言った友達に謝罪を求めています。本人と母親の思いが一致しているのかを確認するために、擁護委員を交えて面談をしました。頑なに相手側に謝罪を望んでいた母親とは違い本人の方は「今は無理に謝罪を要求せず、関係性を修復してから謝罪を待ちたい。」と話していました。</p> <p>擁護委員から本人の気持ちを母親に伝えたことにより、徐々に母親の態度も軟化しました。約1か月後に母親から「本人は落ち着いて学校生活を送ることができています。」と報告がありました。</p>
事例⑥ 相談者【母親】 小学生 子育ての悩み 面談	<p>【相談内容】 小5の息子が不登校になり悩んでいます。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】 「小5の息子が学校に行き渋るようになってしまった。どうしたらよいかわからない。」という母親から相談がありました。</p> <p>母親は心配に思うあまり、「息子は自分の好きな教科がある時しか登校できない。」など、ネガティブに物事を捉えていました。母親のネガティブな思考が、息子にも影響している様子が窺えたため、その都度専門員が「好きな教科がある時は登校できているのですね。」など、ポジティブに変換し、伝え続けました。</p> <p>面談を重ねるうちに、母親の気持ちが上向きになってきました。母親が変化したことで息子にも影響したのか、「少しずつ登校する回数が増えた。」という報告がありました。</p>



☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係がこじれていたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子どもや大人、関係機関等に対して、擁護委員と専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず、問題を取り巻く一人ひとりが語ることを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちの一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けた行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、擁護委員の判断で行うこととしています（青森市子どもの権利条例(以下「条例」と言います。)第18条第1項第1号～第3号)。

(2) 令和5年度の調整活動状況

令和5年度は「調整活動」を6件実施しました（前年度1件）。調整活動の延べ回数は68回となりました（前年度28回）（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目 \ 連携先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	子ども・保護者	合計(回)
①交友関係 (ゲームでのトラブル)	0	0	0	0	0	5	5
②学校等の対応 (母子への支援)	7	0	0	1	19	0	27
③指導上の問題 (教員の指導)	3	0	0	0	0	12	15
④指導上の問題 (クラブチームの指導)	0	0	0	0	10	0	10
⑤いじめ (保護者への対応)	0	0	0	0	0	7	7
⑥いじめ (生徒の暴力行為)	0	0	0	0	0	4	4
合 計			10		30	28	68

☆「調整活動」の年度比較はP57 参照

3 調査活動

(1) 調査活動とは

擁護委員は、子どもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います。
(「申立案件」といいます。(条例第18条第1項第2号))

また、子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います。(「自己発意案件」といいます(条例第18条第1項第3号))

事実の調査は、条例第18条第2項に定められた方法により行います。

これらは、あくまでも、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号)を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関(※6)に対する勧告や、市の機関以外のもの(※7)に対する要請を行います(条例第18条第1項第4号)。

(2) 令和5年度の調査活動状況

① 申立案件

令和5年度は、申立案件はありませんでした。

② 自己発意案件

令和5年度は、自己発意案件はありませんでした。

☆「調査活動」の年度比較はP57参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等(市立小中学校を含む)の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

4 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携について

子どもの権利の侵害には、子どもが発達途上にあるために自分がされていること（されたこと）が権利侵害だと理解できなかつたり、権利主張の力が弱いために自ら助けを求めることができないという特性があります。このため、権利侵害が日常化し、心に深い傷を残すことや、その後の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の侵害に関する相談と救済にあたり、市内にある各種相談機関（国、県、市、団体・個人など、また領域としては、保健、医療、福祉、教育など）と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した対応に努めています（条例第16条）。

(2) 令和5年度の関係機関との連携状況

令和5年度は「関係機関との連携」を、12件実施（前年度6件）しました。権利侵害からの救済のために、子どもの権利相談センターが子ども（保護者）の理解を得て、より専門的な機関との橋渡し役となった案件が多くなっています。「関係機関との連携」の延べ回数は57回（前年度15回）になりました（表4）。

表4 相談項目別の連携先と回数

相談項目	連携先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	合計(回)
①心身の悩み (母子関係)		0	0	2	0	2	4
②家族の問題 (養育費)		0	0	0	0	14	14
③指導上の問題 (施設職員の指導)		0	0	0	0	3	3
④指導上の問題 (教職員の指導)		0	0	0	2	0	2
⑤子育ての悩み (子どもへの対応)		0	0	0	0	5	5
⑥子育ての悩み (子どもへの対応)		0	0	0	0	4	4
⑦学校等の対応 (家庭への対応)		0	0	0	4	1	5
⑧不登校 (母子への支援)		0	0	0	0	6	6
⑨行政機関の対応 (行政機関の対応)		0	0	0	0	1	1
⑩いじめ (性的内容のいじめ)		0	0	0	9	0	9
⑪心身の悩み (希死念慮)		0	0	0	0	2	2
⑫家族の問題 (面会交流)		0	0	0	0	2	2
合計				2		55	57



運営会議

1 運営会議

Ⅱ 運営会議

1 運営会議

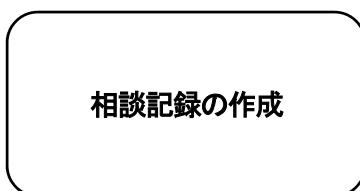
擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

運営会議では、子どもの権利相談センターに寄せられた相談及びその対応状況について、擁護委員が専門員から詳細な報告を受けて、スーパーバイザーとして、法律や教育、心理などの専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



- 子どもの権利相談センターでは、窓口相談、電話、FAX、メール、手紙、訪問の6つの方法で、専門員が相談を受け付けます。



- 専門員は、寄せられた相談ケースを運営会議で擁護委員に報告するため、相談記録を作成します。ただし、緊急の対応が必要と考えられる相談ケースについては、適宜擁護委員に報告し、対応方針に関する助言や指示を受けます。



- 運営会議は原則週1回開催し、擁護委員が専門員からの報告を受け、相談ケースの対応方針に関する協議を行います。運営会議には、説明や意見を求めるため、必要に応じて擁護委員以外の人を出席させることができます。なお、運営会議は個人情報を取り扱うため、非公開としています。

(2) 運営会議の開催状況

令和5年度は、運営会議を48回開催しました（表5）。

表5 令和5年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
3	3	5	4	5	4	4	5	3	3	5	4	48



広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割
- 2 子どもへの広報・啓発活動
- 3 大人への広報・啓発活動
- 4 出前講座
- 5 制度・活動に関する調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

Ⅲ 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動の役割

広報・啓発活動は、子どもの権利侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査活動とともに重要なものであり、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。

第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例(以下「条例」といいます。)第10条では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

困ったときは、一人で悩まないで、
どんなことでも相談してください。



(1) 広報・啓発活動一覧

子どもの権利相談センターでは、これまで継続的に行ってきた広報・啓発活動を令和5年度も引き続き行いました。(表6)。

表6 広報・啓発活動の実施状況

	項目	実施時期	対象等(配付先)、掲示場所等
子 ど も	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R5.4月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	令和4年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書の配付	R5.5月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、 認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(B) 携帯用カードの配付 ※P26参照	R5.7月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(C) 子どもの権利相談センターだよりvol. 6の配付 vol. 7の配付 ※P27,28参照	R5.8月 R6.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(D) 青森市子どもの権利条例リーフレットの配付 ① 小学1年生～小学4年生版 ② 小学5年生～中学生版 ③ 高校生～大人版 ④ 特別支援学校用 ※P29～P32参照	R5.11月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R6.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
(A) 「子どもの権利相談センター」ポスターの配付 ※P25参照 (A)表面の拡大版	R6.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等	
大 人	(C) 子どもの権利相談センターだよりの掲示 ※P27,28参照	R5.8月 R6.1月	・市役所駅前庁舎2階 (子育て支援課前) ・青森市ホームページ
	(E) 「子どもの権利の日」パネル展の開催 ※P34参照	R5.11月	・市役所駅前庁舎駅前スクエア ・青森市民図書館7階
	「広報あおもり」への掲載 特集記事の掲載 センター周知記事の掲載	6/15号 毎月	・市内全世帯
	スタッフコラムの掲載 ※P35参照	随時	・青森市ホームページ
	出前講座の開催 ※P36参照	随時	・5名以上で参加いただける団体、 グループ
	子どもの権利相談センターからの情報提供	随時	・青森市ホームページ

(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

悩

なや

んでいること

悩まないで
お話を
きかせてね

相談してみませんか？

友達
のこと

学校
のこと

家族
のこと

自分
のこと



青森市子どもの権利相談センター

(通話無料)

0120-370-642

(月～金 10:00～18:00)

青森市子どもの権利相談センター

A A A

子どもの権利相談センターで相談
市役所駅前庁舎（アウカ）3階

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7
子どもの権利相談センター

メール相談 ao-kodomokenri@city.aomori.jp

FAX相談 017-763-5678

月～金 10:00～18:00
※土日・祝日・年末年始は休み

青森市ホームページ▲

ひかりは
かならず
守ります！



電話相談もできます（番号はおもて面）、お話しやすい方法でご相談ください。

いじめかな？と感じたら… フレンドリーダイヤル ☎ 017-743-3600 (9:00～24:00)	そのほか相談できる場所 一人で悩まないで相談してね 24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310 (24時間受付)
期待かな？と思ったら… 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(いちひやく) (24時間受付)	発行：青森市子どもの権利相談センター事務局（青森市福祉局子育て支援課）

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.6 2023年8月発行

悩んでいること 相談してみませんか？

「学校も、部活も休みたい。
友だち関係でも悩んでいて、
誰にも相談ができない。」

中学生女子からのメール相談

あなたのお話を、安心してできるまでじっくり聞きます。ひみつは守りますので、安心して相談してください。



調査相談専門員

こんな相談が
ありました！

※個人情報は公開しないよう一気変更しています。

「親に『卒業後は、^{そつぎょうご} 県外の大学に行きたい。』と、伝えたい。でも、^{けんがい} 反対されるかもしれない。家族との話し合いは、いつも喧嘩をしてしまう。どういう風に伝えたら良いのか。」

高校生男子からの電話相談

あなたの気持ちを家族に伝えるお手伝いができます。



調査相談専門員

子 「友達にいじめられ、学校と話し合いをした後から、お父さんは『もう学校に行かなくてもいい。』と言うようになった。本当は学校に行きたいと思っている。」

対立

父 「娘がいじめられた。学校に行かせることはできない。」

小学生女子と父親からの来所相談

どうしたら学校に行けるようになるのか、お子さんとお父さんの両方からお話を聞き、学校とも調整をします。



子どもの権利推進委員

子どもに對する大人の方からの相談もお持ちしております。

ほかにも…

- いじめられていて、つらい…
- 家に帰りたくない…
- クラブチームの練習が苦しい。
- やめたいけど、やめさせてもらえない。
- 先生から暴言を言われた。 などなど

青森市子どもの権利相談センター

☎ 子どもの権利相談センターで相談 (事前予約がおすすめです)

☎ 0120-370-642 (通話料金はかかりません)

FAX ☎ 017-763-5678

メール ☎ ao-kodonokenri@city.aomori.aomori.jp

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

こちらをよみてると
お父さんにアクセスできます！▼



相談できる時間 ☎ ☎ 10:00～18:00
※ 土曜・祝日・年末年始は休みです

共催：青森市子どもの権利相談センター事務局（青森市福祉部子育て支援課）

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.7 2024年1月発行

あたりまえに感じるようなことも 権利によってあなたは守られているよ。例えば…

安心して生きる権利
豊かで健やかに育つ権利
意見を表明し参加する権利
自分らしく生きる権利

子どもにとって大切な権利

もし“権利が守られていない”と感じたら、あなたのタイミングでいつでも相談してね

お知らせ

子どもの権利に関する出前講座
申込受付中!

【対象】5名以上で参加いただける団体・グループ(学校、町内会、サークルなど)
日時等:開催日時についてはご相談ください
開催場所は申込団体・グループでご準備をお願いします
※お申込は、開催希望日の1か月前までにお申し込みください
講師:青森市子どもの権利擁護委員 (深田郁委員、小林央美委員、関谷通天委員)
【申込み・問合せ】
青森市福祉部子育て支援課 子ども未来チーム
TEL:017-734-5320 FAX:017-763-5678

出前講座は無料です!

子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利相談センター

- 主な
内容
子どもの権利相談センターで相談
- 電話
相談
☎ 0120-370-642 (通話料金はかかりません)
- FAX
相談
☎ 017-763-5678
- メール
相談
ao-kodonokenri@city.aorori.aorori.jp
- 〒030-0801
青森市新町1丁目3-7
市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

こちらをよみとると
のんたんにアクセスできます!▼



相談できる時間 9:00～10:00 10:00～18:00
※ 土休・祝日・年末年始は対象外です

あなたに知ってほしい！！

子どもの権利のこと

～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に
育てほしいというねがいをこめた、「青森市子どもの権利条
例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】

青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階

TEL：017-734-5320 FAX：017-763-5678

青森市ホームページ：<http://www.city.aomori.aomori.jp/>

（青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見るができます。）

（高校生～大人版）

11月20日は
青森市子どもの
権利の日



「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることが出来ます。このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをわすれないでください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

おどなのやくそく

子どもの権利を大切にします！
力をあわせて、子どもたちをささえます！
子どもにとっていちばんいいことは何かを
考えます！

相手を思いやる
気持ちが大切です
よ！！

自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけ
ないんだね。

① 安心して生きる権利

いらいはみんな、
争いもなく、平和で安全
にくらすことが
できるよ。



ほくたちはみんな、
争いながら大き
く育つことができ
るんだ。

こまっていると
争いや不安に思っ
ているときは、
相談することが
できるよ。

② 自分らしく生きる権利

自分がきめた
事や目標にむ
かってチャレ
ンジしよう。



安心して過ごすこ
とができる時間や
場所をもつことが
できるんだ。

自分が思ったこと
や感じたことは、
自由に表現してい
いんだ。

自分にとって必要
なことをおしえて
もらうことができ
るよ。

安心して
一人一人が大切な
存在なんだ。
又とちがっている
ことは、ほすかし
いことじゃやないよ。

③ 豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊ん
だり、学んだり
しながら育つこ
とができるよ。



公園やスポーツに
ふれることも、心
を豊かにするため
には大切だね。

青森市の伝統や
文化にふれるこ
とも大切だよ。

青森市の豊かな
自然も、私たち
をたくましく育
ててくれるよ。

まちがったり失敗
したりすることを
こわがらないで、
どんとチャレンジ
してみよう。

④ 意見を表明し参加する権利

自分の思いや考
えを言ってみよう
いんだよ。



相手の思いや考
えも大切にしな
くちゃいけない
ね。

ほくたちの意見は、
大切にしてもらえ
るよ。

仲間であつまって、
自分たちで活動す
ることができまよ。
でも、相手のめい
わくになるよな
ことは、してはい
けないんだ。

「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めたりすることが出来ます。

★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることが出来ます。

★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人も、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ち
が大切だよ！！



自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけ
ないんだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？



すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！

安心して生きる権利

守ってもらえる！
助けてもらえる！
いじめられない！
暴力・差別を受けない！
相談できる！
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！
いろいろな体験をする！
楽しい時間を過ごす！
失敗しても何度でも
チャレンジできる！

自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！
安心できる居場所がある！
プライバシーが守られている！
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！
自分の気持ちや考えを表現できる！
自分に合った活動ができる！
話し合いの場にいられる！



自分の気持ちや考えを
なかなか言えない…
自由な時間がない…

いま、不安だ、悲しい、苦しいと
感じているとしたら、
安心して生きる権利が
守られているとは言えません！

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛護をもって育まれ、毎日、のびのびと生活し、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができよう。子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1) 「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として大切に扱われ、子どもに与えられる権利を行使できるよう1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進められなければならないことを定めています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって最もよい(子どもの利益を第一に考える)という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方で、廣いことは何かを第一に考える」という子どもの権利保障の基本的な考え方です。

子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方で、

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達の段階に応じて、それぞれ異なる対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達に適切な配慮が行われるべきであるという考え方で、

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。子どもに子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

保護者の責務

保護者は、**子どもの第一の責任者**として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、**地域が子どもの成長と発達にとって重要な場**であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

青森市立施設(※2)の関係者の責務

青森市立施設の関係者は、**子どもが自分らしく成長し、発達していくために自ら子どもへの適切な役割を担うこと**を認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 青森市立施設

保育所、学校、児童福祉施設その他の子どもたちの育ち、学びを目的として設置し、運営し、入所し、利用する施設のこと。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 愛情をもって育まれること。
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- いじめ、虐待、体罰その他の身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 性別、国籍、障がいなどを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 困っているときや不安に陥っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- フライバシーや自らの名前が守られること。
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 安心して過ごることができる時間や場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 芸術やスポーツに触れ楽しむこと。
- 貴族の文化、歴史、伝統、自然に触れ楽しむこと。
- まちがいがや失敗をしながらも、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- 家庭、育ちが施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があることから、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。

(2) 小・中学校における「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

子どもの権利相談センターでは、市教育委員会と連携し、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、子どもの権利に関する理解を深めるための活動を実施しています。市内各小・中学校では子どもの権利について学習する場を設け、子どもの権利相談センターが配付した「青森市子どもの権利条例」リーフレットを活用しながら“子どもにとって大切な権利”について理解を深めました。

☆「青森市子どもの権利条例」リーフレットはP29～P32 参照

【 子どもの権利の学習後に寄せられた感想です 】

- わたしはみんなの前で発表するのが苦手でまちがえたらどうしようと心配してしまいます。けれど、意見を大切にしてもらえると知って安心できました。どんな理由があっても差別されないと知って安心できるのでほっとしました。

(小学3年生)

- 私は親とよくけんかしてしまうから自分ではあまり大切にされていないのかなと思っていました。でもやりたいことはやらせてくれるし、怪我をしたらすぐに手当てしてくれることを思い出して「私は大切にされていた」ということが分かりました。

(小学4年生)

- 私は、子どもには様々な権利があり、子どもの意見を尊重してくれるんだということがわかりました。理由は、中学校などの制服は、女子はスカートだけだと思っていたけど、今日の勉強でズボンにすることもできるということがわかったからです。私は、スカートにしようと思っているけどもしスカートを履きたくないと思っている子がいたらズボンにすることができて、子どもの意見を尊重してくれているんだと思ったからです。

(小学5年生)

- 私は、他の人と意見が違うことに抵抗があります。なぜなら、他の人と意見が違うことで「何なのあの子?」「意味わかんない」と否定されるのが怖いからです。でも、一人の人間として、自分の意見を発言することは、恥ずかしいことではないと気づくことができました。一人一人の個性が尊重される権利がある青森市は、子どもに寄り添ってもらえる素敵な場所だと思います。



(中学2年生)

☆本文は原文のまま掲載しています。

3 大人への広報・啓発活動

(1) パネル展示による広報・啓発活動

子どもの権利相談センターでは、大人を対象に子どもの権利について周知するため、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「子どもの権利の日パネル展」を開催しました。令和5年度は、昨年度に引き続き、青森市民図書館でもパネル展を開催し、子どもの権利の普及・啓発に努めました。

(E) 「子どもの権利の日」パネル展






市役所駅前庁舎駅前スクエア（11月1日～6日）



青森市民図書館（11月2日～28日）

(2) 青森市ホームページにスタッフコラムを掲載

子どもの権利相談センターでは、青森市ホームページに子どもの権利相談センターのページを開設し、擁護委員の子どもの権利に関する思いや感想などをコラムとして掲載しています。令和5年度に掲載したスタッフコラムは次のとおりです。

 <p>沼田 徹 委員</p>	<p>第1号 それも「いじめ」に当たるの？ 第2号 「いじめ」があれば、賠償責任が生じる？ 第3号 意見が違う相手との折り合いの付け方</p> <p>具体的な事例をもとに、法律の観点から考える「いじめ」や弁護士としての経験から折り合いをつける際に大切にしたいこととお話しています。</p>
 <p>小林央美委員</p>	<p>第4号～第6号 子どもの素敵な言葉 ～子どもの権利保障は子どもの可能性を拓く～ ①～③</p> <p>大人が子ども自身の力や主体性を引き出せるようお願い、働きかけていくことで子どもは素敵な言葉を発してくれます。勇気や優しさをもった子どもの「素敵な発言」をいくつか紹介します。</p>
 <p>関谷道夫委員</p>	<p>第7号 心揺れる仮想劇場① ～少女とストリートチェロの物語～ 第8号 心揺れる仮想劇場② ～音を楽しむ～ 第9号 心揺れる仮想劇場③ ～風間公親—教場0—～ 第10号 心揺れる仮想劇場④ ～個性や自由ではみ出していく～ 第11号 心揺れる仮想劇場⑤ ～私は二周目を生きている～ 第12号 心揺れる仮想劇場⑥ ～詩羽の「17」～ 第13号 心揺れる仮想劇場⑦ ～ファイト「中島みゆき」～</p> <p>心が揺れる作品や音楽についてお話しています。どんな場面や歌詞があなたの心に残っていますか？</p>

☆詳細は青森市ホームページ「子どもの権利相談センター（スタッフコラム）」をご覧ください。

(3) 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法等を掲載

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利相談センターの周知を行うため、毎月1回、「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載しています。

また、6月15日号には、子どもの権利相談センターの1年間の活動を紹介するため、擁護委員が市長に令和4年度の活動報告をした際の記事を掲載しました。

(4) 市役所駅前庁舎・青森市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示

子どもの権利相談センターでは、8月と1月の計2回、子どもの権利相談センターだよりを作成し、市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。センターだよりは、青森市役所駅前庁舎2階に掲示しているほか、青森市ホームページの子どもの権利相談センターのページでご覧いただけます。

☆センターだよりはP27, P28 参照

4 出前講座

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の普及・啓発を図るため、擁護委員による出前講座を実施し、子どもの権利について学び、理解する機会を提供しています（表7）。

表7 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R5.4月	 「子どもの権利」について	人権擁護委員 青森協議会	40人
R5.4月	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	19人
R5.8月	 権利って何だろう？	市子ども会議委員	10人
R5.9月	 意見表明権の行使の練習 ～まわりにあった子どもの権利から考える～	市子ども会議委員	11人
R5.10月	 ヤングケアラーへの関わり	青森市民生委員 児童委員協議会	55人
R5.11月	 子どもの主体性を育むための親の関わり方	西中学校PTA・教職員	21人
	 自分自身を大事にして、自分が 「自分の人生の主人公」になるために	筒井南小学校5年生	59人
R6.1月	 意見の異なる友人との折り合いをつける ことの意義と方法を考えよう	筒井南小学校5年生	54人



～青森市立筒井南小学校での出前講座の様子～

子どもの権利相談センターでは、令和4年度の青森市立筒井中学校に引き続き、青森市教育委員会にご協力いただき、令和5年度は筒井南小学校で、5年生を対象に出前講座を2回行いました。1回目は、子どもの権利についての基礎的な講義、2回目では、身近な事例を用いてロールプレイを行い、子どもの権利のさらなる理解を深めました。



【講演後に寄せられた感想です】

- これからなにかしらのトラブルが自分の身の回りでおこったときは、しっかり自分の思いを伝えたり、相手に理由をきいたりして解決しようと思いました。そのためにも沼田委員も言っていたように言葉を多くして表現力をみがこうと思います。それでも解決できないときは、相手のことも自分のことも大事にしながらいい案を出していこうと思います。
- グループで考えて、すごく楽しかったです。みんなで話すと、案がたくさん出て、まとめるのがたいへんだったけど、わたしが思いつかないことも書いていたので、なるほどと思いました。わたしも事例のようなことがないようにこれから気をつけたいです。
- わたしは、他人の意見などあまり考えず、自分の意見だけを言っていたなと思いました。なので、他の人の意見にも耳をかたむけたいです。1回目の権利の話で、手をあげる勇気がないと書いていたけれど、今は、少しずつ手をあげるようになっていきます。権利のお話を2回もしてくれて、ありがとうございました。
- 事例の話のようなことは、実際にたくさんあるので、友達とけんかをしたりしたときは、いじめたり、やり返したりせずにおたがい理由を聞いたりして、権利を使ってちゃんと自分の言葉で伝えて仲直りしたいと思いました。

☆本文は原文のまま掲載しています。

5 調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

(1) 今日の子どものメンタルヘルスの有り様について～子どもの環境は落とし穴がいっぱい～

主 催：青森県不登校等連絡協議会

日 時：令和5年7月21日

場 所：青森県男女共同参画センターアピオあおもり

内 容：主に子どもへの支援に携わる人を対象に、最近の子どもの脆弱性の増加ということに視点を置いて、今日の“子どものメンタルヘルスと不登校”、“子どもの発達の再考”について学ぶ。

(2) ヤングケアラー研修会

主 催：青森市保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

日 時：令和5年10月17日

場 所：青森県男女共同参画センターアピオあおもり

内 容：青森県のヤングケアラーの実態調査報告と、元ヤングケアラーの経験のある講師を招き、ヤングケアラーの支援を考える。

(3) 子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映

主 催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023 小金井実行委員会・小金井市

日 時：令和6年2月10日、11日、12日の計3日間

場 所：小金井 宮地楽器ホール

内 容：地方自治において、子どもをとりまく現状、行政施策の展開、市民社会での取り組みなどをふまえ、子どもの思い、考え、意見を真に反映した子ども施策、子どもの支援、子育て支援、まち、コミュニティづくりをどのように進めていくのかについて検討する。



子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「人権は何に似ている？」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「おびえる毎日からの脱却で楽しい生活に～学びの効用～」

子どもの権利擁護委員 小林 央美

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

人権は何に似ている？



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

人権は、何に似ているのでしょうか？私は、人権について説明をするとき、人権は空気に似ているとお話することがあります。

私達が生きていく上で、空気がなくてはならないものであることは言うまでもありません。人は、1日約2万回の呼吸をしているそうです。呼吸ができなくなると、人はわずかな時間も生命を維持することができません。

このように空気は、人の生活に必要不可欠なものです。

しかし、私達は、普段の生活の中で、そんなに大切な空気の存在について、意識をすることはあまりないと思います。それは、普通、呼吸をすることに何の障害も感じないからです。

人権は、空気と同じように、人の生活に必要不可欠なものです。すなわち、人権は、誰もが人間らしく、そして自分らしく、生きていくことが護られて、自分の人生の主人公として、幸せを追い求めることができる権利です。そこで、人権がなくなったり、傷ついたりすると、私達は、人間らしく、また自分らしく幸せを追い求めることができなくなります。ですから、人権は、空気と同じように私達が生きていく上でなくてはならないものです。空気がなくては人が生きていけないように、人権がないところに人間らしい生活はあり得ません。しかし、空気と同じように、人権について毎日意識をしている人は、あまりいないのではないのでしょうか。



このように、空気と人権には、よく似たところがあります。

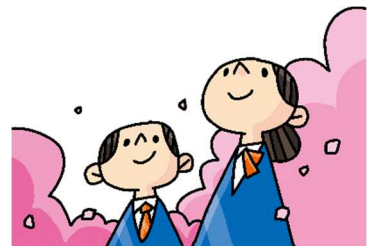
しかし、空気と人権とは、全く違うところがあります。それは、空気は自然から与えられたものですが、人権は、人類が長年に渡る様々な失敗や闘いを経て、そして多くの犠牲の下に、歴史的に築き上げてきたものだということです。空気は自然の恵みですが、人権は、人々が場合によっては命がけの努力をして作り上げてきた理念であり、理想です。そこで、人権は、多くの人々の絶え間ない努力で護り続けようとしなければ、簡単にその力を失ってしまうものです。

また、人権が護られていると感じて、人権を意識しないで済んでいるのであれば、それ自体は決して悪いことではないようにも思われます。しかし、本当は人権が侵害されているのに、あるいは人権を侵害されている人達が自分の周りにいるのにその事実慣れ切ってしまい、何とも思わなくなっていたり、その事実から目を背けているとするならば、大きな問題です。これは、人権感覚が麻痺していると言ってよいでしょう。人権感覚の麻痺によって、人権侵害の事実が見過ごされてしまうと、さすがに酷い人権侵害による不利益に我慢ができなくなって、いざ人間らしいあるいは私らしい生活を取り戻そうと立ち上がったときには時すでに遅しで、人権侵害の回復が不可能になったり、多大な時間と労力が必要となります。

私達は、一人一人が人権の護り手であるという自覚をもって、決して他人任せにすることなく、自分や他者の人権がきちんと保障されているか、折に触れて意識的にチェックをする必要があります。

そして、理不尽なことに気が付いたならば、勇気をもって疑問を提示したり、意見を述べるなど、声を上げていきましょう。青森市子どもの権利相談センターは、皆さんの声を受け止める相談機関です。ので、ご遠慮無く相談を戴きたいと思います。

(ぬまた とおる 弁護士)



おびえる毎日からの脱却で楽しい生活に～学びの効用～



子どもの権利擁護委員 小林 央美

子どもの世界をあらわす厳しい数字

文部科学省の問題行動・不登校調査によると、全国の小中高校と特別支援学校で2020年度に認知されたいじめの件数が前年度から1割増の68万1948件に上り、過去最多となったことが公表されました。いじめの重大事態も217件増え、最多の923件でした。不登校の小中学生は最多の29万9048人に上り、30万人に迫るところです。

数字で片付けられない一人一人の事案

このような数での統計は一定の傾向をわかりやすく示してくれます。しかし、子どもの幸せを願いながら子どもの権利擁護委員としての地道な活動を行っているとき、数を追うだけではなく、その一つ一つの事案の子どもの姿や様子に思いを馳せてしまいます。そして、その多くの事案を何とか防げなかったのかという悔しい思いもわいています。教育現場もご家庭も、地域も、一生懸命に取り組んでいることと思うのですが、その予防の難しさを痛感させる数字です。

教育プログラムでの挑戦

さて、先日、青森市内の学校で取り組んでいる教育実践についての研究発表を拝見する機会がありました。クラス子どもたちが共同体として育つような教育プログラムを丁寧に実践し、その成果を示していました。子どもたちの自治能力がトラブルを解消していく様子がとても頼もしかったです。いじめや不登校の理由は複雑で多様であり、簡単に言い切ることはできません。しかし、子ども同士の小さなトラブルが発端ということがあられると思います。これらの教育学や心理学などを駆使した対応や方策で実践している方々もたくさんいると思います。頭が下がる思いです。



子どもの権利を学ぶ・子どもの権利で学ぶ

さて、そのようなプログラムの一つに「子どもの権利の視点での学び」も有効ではないかと考えます。先般、青森市内の小中学校で、5年生の皆さんに総合的な学習の時間を活用し、子どもの権利について学んでいただきました。1回目は子どもの権利について基本的な内容や、権利獲得過程の史実、権利侵害にかかる法的な解釈などの理解を深めていただき、権利侵害を象徴するような子どもの作文を読み解いていただきながら、考えを深めました。その上で2回目は、日常生活の中で起こりうるよ

うな小さな友人同士のトラブルを題材に、実際にどのように対応するかを考え、ロールプレイをしてもらいました。その時の感想の一部を紹介します。

モヤモヤを解消できる意見表明権の可能性

トラブル解決の考えを子どもたち同士で教えあった場面に対しては、「・・・僕が思っていたことと、他の人が思っていたことが違っておもしろかったです。・・・僕はヒロシさんとアキラさん（トラブルの登場人物の氏名）になりきってみて、どんな気持ちか体験してみました。おはようといったのに無視されたと思ったアキラさんの役をやった時に、少し、モヤモヤした気持ちになりました。でも、あとからヒロシさんが挨拶を無視したように見えた理由をきいて、そんなことがあったんだと気づきました。なんでも決めつけないことが大切だと思いました。」というものでした。

このトラブル解決において、挨拶を無視された時に感じる自分自身の気持ちを、いい子になってふたをしなさいということではないのです。アキラさんのその気持ちは、自分自身が感じていることだから、大事にしていいのです。でも、そのモヤモヤの気持ちに対して、どのように対処するかは重要です。無視されたからみんなが無視してやろうというのは、ヒロシさんを傷つけることにもなりかねないし、真の意味でアキラさんの権利を大事にしたことにもなりません。アキラさんが意見表明権を行使し、しっかりとモヤモヤしたその気持ちをヒロシさんに話すことこそが大切で、そのことにより解決が導かれるのです。つまり、アキラさんの気持ちが伝えられると、ヒロシさんも「無視したわけではない」というヒロシさんの気持ちを伝えることができます。双方向でお互いの気持ちを分かり合い、尊重することにつながります。それは自分自身を大切にすることでもあります。

でも、勇気を出せるだろうか

でも子ども達はこんな事も言っていました。意見表明は勇気がいるというのです。その解決には、意見表明を受け入れる文化が子どもの中に醸成されることが必要です。仲間みんなが意見表明権を理解していれば、行使しやすいはずですが。これは、仲間が皆で学ぶことの重要性を示唆していると思います。



おびえる毎日からの脱却で楽しい生活に

こんな感想もあり、勇気をもらいました。「・・・一人一人考えが違って大丈夫という言葉に安心しました。いつもはみんなと同じ答えじゃないと嫌われる。好きなものをみんなにそろえないと・・・とおびえていました。でも、その言葉のおかげで、自分の好きなものと向き合えて、前より生活が楽しくスムーズに進んでいけるようになりました」というのです。周りに合わせてばかりいたら、いつの間にか自分自身の考えがなくなります。それは、自分自身をなくすことにつながります。

「自分が自分らしく生きてもいいんだよ」「あなたはかけがえのない大事な一人」という当たり前でシンプルなメッセージを送り続けたいものです。

(こばやし ひろみ 大学院教授)



青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、青森市では相談に応じるだけでなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設しました。擁護委員の法的性格は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

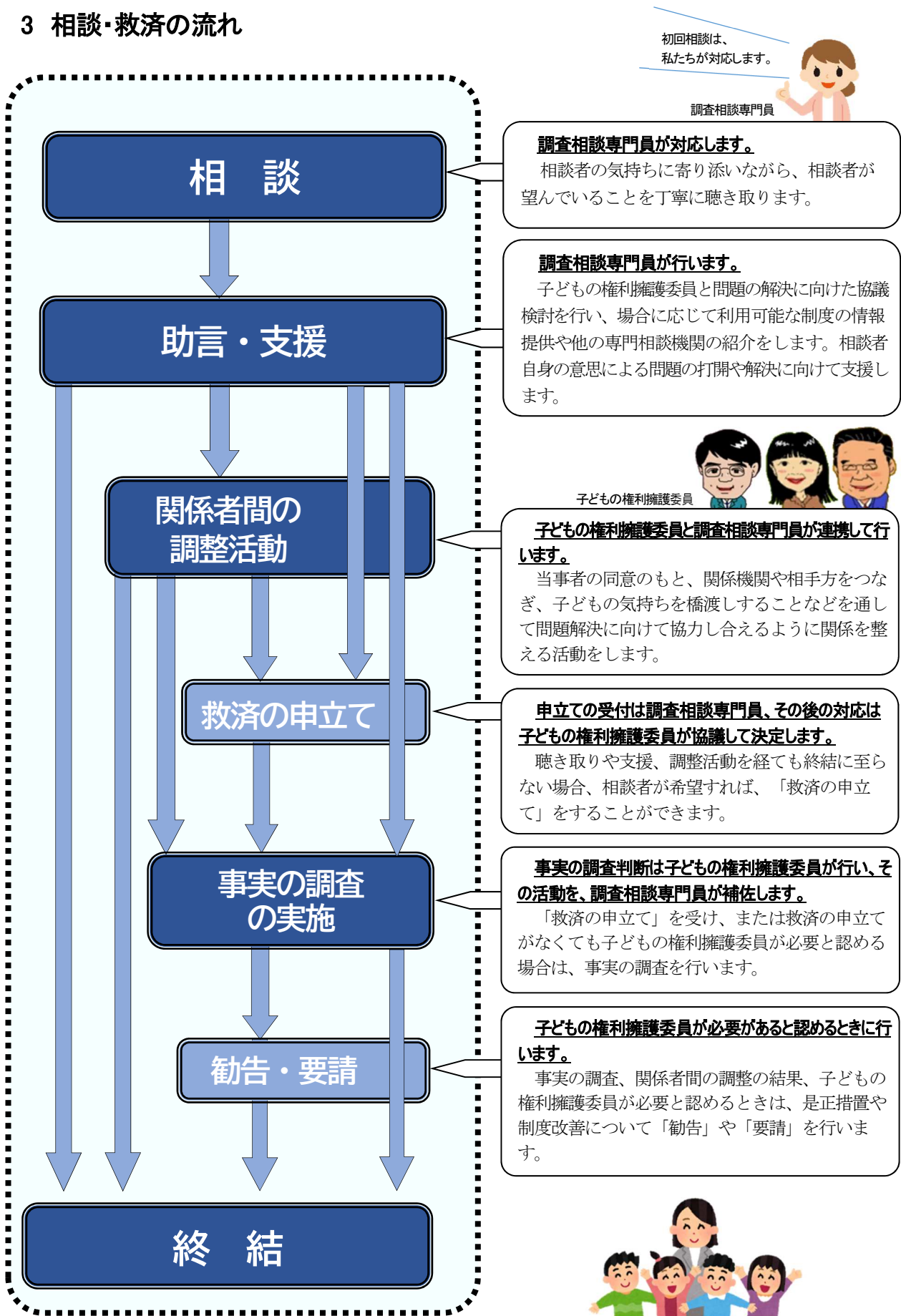
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、擁護委員は条例の規程に基づき、子どもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学院教授、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名 ・ 事務局（子育て支援課職員）
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者らの間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。
受付時間	原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市子どもの権利相談センター ・ 訪 問 相談場所、時間については要相談

3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。



相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況

VI 相談件数等の年度比較

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
令和元年度	74	473
令和2年度	41	306
令和3年度	70	317
令和4年度	71	248
令和5年度	68	278

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
令和元年度	0	12	142	117	5	0	276
令和2年度	0	8	39	176	2	0	225
令和3年度	0	10	37	69	8	0	124
令和4年度	0	33	11	3	5	5	57
令和5年度	0	11	19	36	6	0	72

② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
令和元年度	173	7	11	0	0	6	197
令和2年度	75	3	1	0	0	2	81
令和3年度	173	4	11	0	0	5	193
令和4年度	179	4	5	0	1	2	191
令和5年度	152	17	27	0	1	9	206

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
令和元年度	4	24	105	87	8	3	231
令和2年度	1	15	17	141	2	3	179
令和3年度	2	54	40	99	4	0	199
令和4年度	0	78	48	58	8	3	195
令和5年度	9	57	41	95	6	1	209

② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
令和元年度	136	0	74	0	0	32	242
令和2年度	70	0	50	5	0	2	127
令和3年度	37	0	62	7	0	12	118
令和4年度	4	0	30	14	1	4	53
令和5年度	17	0	22	10	1	19	69

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
令和元年度	初回相談の件数	15	46	0	12	1	0	74
	延べ件数	54	157	0	259	2	1	473
令和2年度	初回相談の件数	6	25	0	8	2	0	41
	延べ件数	45	76	0	175	5	5	306
令和3年度	初回相談の件数	18	38	1	12	1	0	70
	延べ件数	40	162	5	91	7	12	317
令和4年度	初回相談の件数	15	45	1	8	1	1	71
	延べ件数	44	150	3	48	1	2	248
令和5年度	初回相談の件数	8	48	0	10	2	0	68
	延べ件数	51	165	0	56	4	2	278

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	開設時間外	合計(件)
令和元年度 (延べ471件)	子ども	30	12	17	46	169	274
	大人	63	26	46	53	9	197
令和2年度 (延べ301件)	子ども	32	35	39	66	48	220
	大人	15	19	19	25	3	81
令和3年度 (延べ310件)	子ども	18	17	18	44	20	117
	大人	51	31	55	49	7	193
令和4年度 (延べ247件)	子ども	7	5	3	22	19	56
	大人	41	31	64	46	9	191
令和5年度 (延べ274件)	子ども	13	3	9	13	30	68
	大人	66	31	59	38	12	206

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてのみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
令和元年度 (延べ212件)	電話相談	子ども	10	8	2	0	0	20
		大人	94	31	12	0	0	137
	訪問相談	子ども	2	11	9	0	0	22
		大人	4	10	18	1	0	33
令和2年度 (延べ126件)	電話相談	子ども	17	5	2	0	0	24
		大人	34	11	7	0	0	52
	訪問相談	子ども	3	12	21	4	0	40
		大人	1	0	5	4	0	10
令和3年度 (延べ214件)	電話相談	子ども	15	3	0	0	0	18
		大人	93	33	15	2	1	144
	訪問相談	子ども	0	2	18	2	2	24
		大人	3	8	11	4	2	28
令和4年度 (延べ196件)	電話相談	子ども	10	3	3	0	0	16
		大人	69	33	30	2	0	134
	訪問相談	子ども	3	6	5	1	0	15
		大人	8	5	14	4	0	31
令和5年度 (延べ218件)	電話相談	子ども	12	4	0	0	0	16
		大人	113	29	7	0	0	149
	訪問相談	子ども	4	0	5	0	3	12
		大人	9	7	23	2	0	41

(7) 相談内容の内訳

区分		いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
令和元年度	実件数 24 件 (延べ 276 件)	子ども 1 (1)	0 (0)	1 (1)	4 (14)	8 (79)	0 (0)	1 (5)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	3 (156)	1 (7)	0 (0)	0 (0)
	実件数 50 件 (延べ 197 件)	大人 7 (15)	4 (5)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	14 (76)	3 (17)	11 (54)	0 (0)	1 (3)	5 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和2年度	実件数 20 件 (延べ 225 件)	子ども 0 (0)	0 (0)	1 (6)	3 (5)	6 (135)	0 (0)	2 (3)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	5 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数 21 件 (延べ 81 件)	大人 1 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (22)	3 (5)	5 (37)	1 (5)	1 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
令和3年度	実件数 20 件 (延べ 124 件)	子ども 2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (68)	0 (0)	1 (3)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (36)	0 (0)	2 (3)	1 (5)
	実件数 50 件 (延べ 193 件)	大人 4 (19)	3 (12)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	12 (69)	7 (31)	4 (20)	5 (6)	1 (3)	4 (7)	1 (9)	0 (0)	6 (12)
令和4年度	実件数 29 件 (延べ 57 件)	子ども 3 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (5)	9 (27)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	2 (4)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	2 (2)	1 (2)
	実件数 42 件 (延べ 191 件)	大人 2 (5)	8 (39)	1 (1)	2 (10)	0 (0)	14 (84)	1 (3)	7 (26)	1 (10)	1 (4)	0 (0)	2 (6)	1 (1)	2 (2)
令和5年度	実件数 17 件 (延べ 72 件)	子ども 2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (4)	6 (55)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	4 (6)	0 (0)
	実件数 51 件 (延べ 206 件)	大人 4 (16)	2 (24)	1 (0)	6 (10)	0 (0)	13 (78)	4 (10)	4 (18)	5 (10)	1 (6)	6 (22)	0 (0)	1 (1)	4 (11)

2 調整活動の状況

年 度 \ 調整先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	子ども保護者等	合計(回)	
令和元年度	8	2	0	0	1	6	17	(7 件、17 回)
令和2年度	9	4	0	0	4	27	44	(5 件、44 回)
令和3年度	13	0	0	0	0	17	30	(2 件、30 回)
令和4年度	9	0	0	0	0	19	28	(1 件、28 回)
令和5年度	10	0	0	1	29	28	68	(6 件、68 回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

年 度 \ 調査先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他	子ども保護者等	合計(回)	
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和4年度	3	2	0	7	0	19	31	(3 件、31 回)
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)



参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

Ⅶ 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日
条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条一第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条一第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条一第二十一条)

第五章 雑則(第二十二條)

附則

(前文 表紙裏 参照)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

◆ 子どもの権利擁護委員 3名

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

◆ 調査相談専門員 3名

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行います。

◆ 事務局

青森市福祉部子育て支援課 子ども未来チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3階

電話番号：017-734-5320

令和5年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書

令和6年5月

発行 青森市子どもの権利相談センター

(事務局：青森市福祉部子育て支援課)

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階

TEL 017-734-5320 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
